

「令和5年度若年層献血推進事業等業務委託」プロポーザル公募要領等に関する質問について

令和5年3月6日現在

No	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書6(2)	成果物の使用については、令和6年3月31日(日)まで認める。とあるが、別記1第1の2にて、特に期限なく制作物の著作権は帰属すると記載がある。著名人関連の制作物は、令和6年3月31日(日)までの理解で良いか。	著名人関連の制作物は、令和6年3月31日(日)まで使用を認めるという認識で問題ありません。
2	仕様書5(2)③イ	県内3か所以上のショッピングモールについて、イベント会場費も費用に含めるのか、または日本赤十字社持ちになるのか。	ショッピングモールの催事スペースの利用料は県が負担するため、委託料には含まれていません。 なお、土日祝日に30m ² 規模のスペースで開催することを想定しています。
3	公募要領第3 1 参加要件⑤	国または地方公共団体が発注した、啓発業務の受託実績というのは献血啓発という認識で良いか。	献血啓発に限らず、啓発業務全般としております。
4	仕様書5(2)②エ	ホームページのサーバーは、県がご用意されるのか、受託者が新規で契約する必要があるのか。	受託者において、ホームページのサーバーをご用意願います。
5	仕様書5(2)②エ	ホームページのお知らせの更新頻度は、今年度と同程度のイメージで良いか。	ホームページは、県からの情報に基づき、随時内容を更新できるものとし、頻度等はアクセス数向上につながるよう、県と協議して決定するものと考えています。